

長岡市建設工事の入札に係る総合評価方式試行要領（令和7年3月18日公告第59号）新旧対照表

新	旧
<p>（高度の技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額）</p> <p>第13条 当該工事の担当課長は、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用とが適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう設計額を作成することができる。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>2 前項の場合において、当該工事の担当課長は、当該技術提案の審査に当たり、アドバイザーの意見を聴取しなければならない。ただし、選定委員会を設ける場合において、選定委員会の学識経験者の委員の意見を聴くときは、この限りでない。</u></p> <p>（総合評価の方法及び落札候補者の決定）</p> <p>第14条 総合評価の方法は、次に掲げる算式により算出された<u>総合評価点</u>により評価を行う。</p> <p>_____ <u>総合評価点</u> = 価格評価点 + 技術評価点 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>（高度の技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額）</p> <p>第13条 当該工事の担当課長は、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用とが適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう設計額を作成することができる。<u>この場合において、当該工事の担当課長は、当該技術提案の審査に当たり、アドバイザーの意見を聴取しなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（総合評価の方法及び落札候補者の決定）</p> <p>第14条 総合評価の方法は、次に掲げる算式により算出された<u>評価点</u> _____ により評価を行う。</p> <p>(1) <u>評価点</u> _____ = 価格評価点 + 技術評価点。この場合において、技術評価点は、入札参加者から提出された技術資料について、各評価項目を点数化した得点の合計点とする。</p> <p>(2) <u>価格評価点</u> = 配点 × 最低価格 / 入札価格</p> <p><u>ア</u> 最低価格は、入札参加者が入札した価格のうち、有効なものの最低価格とする。</p> <p><u>イ</u> 価格評価点は、予定価格の範囲内</p>

